

(I3) 土木学会役員候補者選考規程

平成10年9月25日	制 定
平成13年1月19日	一部改正
平成16年11月16日	〃
平成17年11月15日	〃
平成21年9月11日	〃
平成21年11月20日	〃
平成22年4月23日	〃
平成23年9月16日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年1月20日	〃
平成25年5月10日	〃

(総則)

第1条 この規程は、総会で選任される理事および監事（以下「役員」という。）の候補者ならびに理事の互選で定められる会長、副会長、専務理事および次期会長の候補者（以下、これらを合わせて「役員候補者」という。）の選考について定める。

(役員候補者選考委員会)

第2条 役員候補者の選考を行うため、「役員候補者選考委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、役員候補者を委員の投票により選考し、その結果を3月の理事会に推薦する。

3 理事会は、委員会から推薦を受けた理事および監事の候補者を総会に議案として提出する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長および地区別に推薦された委員 100名をもって構成する。委員長は定数 100名に含めない。

2 委員長はフェロー会員とし、会長が指名する。委員長の任期は1年とする。なお、委員長に事故あるときは、会長が代行者を指名する。

3 委員はフェロー会員あるいは正会員とし、つぎのいずれか一つに該当するものの中から、支部が推薦する。推薦にあたっては、原則として同一機関からの重複を避け、職域、専門領域等を配慮する。

(1) 理事、監事、評議員の経験者

(2) 支部長、副支部長、支部商議員、支部幹事長の在職者および経験者

(3) その他、各種委員会の委員長、副委員長、幹事長、等

4 委員を推薦する地区はつぎのとおりとする。

北海道地区、東北地区、関東地区、中部地区、関西地区、中国地区、四国地区、西部地区

5 地区別の委員の推薦は、地区に該当する支部において行う。

6 委員の数は、その前年の12月末日現在における各支部所属の会員数に比例して按分する。

7 任期中の役員は、委員長および委員になることができない。

8 委員が、役員に就任したときは、委員を退任する。

(委員の委嘱および任期)

第4条 委員の委嘱は会長が行う。

2 委員の任期は2年とし、原則として毎年半数交代する。

3 前条第8項の場合等、委員が欠けたときは当該委員の属する地区において後任者を推薦する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は原則として認めない。

(基本方針等策定部会)

第5条 委員会に基本方針等策定部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員の中から地区別に地区委員の互選によって選出された部会員で構成する。ただし、地区委員数5名につき、1名の割合で、部会員を選出し、地区委員数の5に満たない端数については、2捨3入とする。

3 部会に部会長を置くものとし、委員長が兼務する。部会長は、部会員の中から幹事（以下「部会幹事」という。）若干名を指名し、部会の事務を執り行う。

(次期会長候補者選考会議)

第6条 次期会長候補者の推薦を行うため、「次期会長候補者選考会議」を置く。

2 次期会長候補者選考会議は、次期会長候補者の推薦を部会に対して行う。

3 次期会長候補者選考会議は、当該年度直近4年間の正副会長会議構成員および副会長が含まれない各支部の支部選出理事各1名をもって構成し、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者にあつては、出席者とみなす。

4 次期会長候補者選考会議は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

5 正副会長会議は、次期会長候補者推薦の手続を円滑に進めるため、候補者の推薦依頼先を選定し、次期会長が候補者の推薦依頼を行う。

6 次期会長候補者選考会議の構成員は、次期会長を通して候補者を提案することができる。

7 次期会長は、正副会長会議が選定した推薦依頼先および他の構成員から提案のあった候補者について確認し、調整を行うことができる。

(部会の開催)

第7条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、次の各号について基本方針等を策定する。

- (1) 役員候補者の選考にかかわる基本方針
- (2) 投票方法
- (3) 作業日程
- (4) 役員候補者
- (5) その他の必要事項

3 部会長は、前項第4号のうち会長候補者、次期会長候補者、副会長候補者および専務理事候補者を除く基本方針等の作成に当たり、理事若干名の出席を求めて意見を聴取するとともに、各地区および職域にも意見を求め、これらを参考とする。

4 第2項第4号のうち、会長候補者、副会長候補者および専務理事候補者については、土木学会運営規程第8条に規定する正副会長会議による推薦者をもって充てる。

5 第2項第4号のうち、次期会長候補者については、次期会長候補者選考会議による推薦者をもって充てる。

(基本方針等の報告)

第8条 委員長は、部会が審議決定した第7条第2項のうち第4号以外の基本方針等を、部会員を除く委員会委員に速やかに報告する。

(投票)

第9条 委員長は、投票用紙その他の投票に必要な書類および役員候補者に関する基本方針等を、3月上旬までに、委員に郵送する。

2 委員は、定められた期日までに投票を行う。

3 投票は1人1票とし、正規の投票用紙（様式1）を用い、無記名とし、郵便投票による。

4 委員以外の者は投票できない。

5 委員長は投票できない。

(開票)

第10条 開票は、部会幹事の3分の2以上の出席のもとで行い、結果を委員長に報告する。

(候補者の決定)

第11条 開票の結果、有効投票の3分の2以上かつ全数の過半数以上の信任を得た者を候補者とする。

2 有効投票の3分の2以上かつ全数の過半数以上の信任が得られなかった者については、部会において、第7条第3項に準じて新たに候補者を推薦し、委員に再投票を依頼する。

(再投票)

第12条 委員長は、再投票の対象となる候補者の素案を、委員に郵送し、委員は定められた期日までに投票する。

2 投票、開票、および候補者の決定は、第9条第3項から第5項まで、第10条、および第11条第1項の規定に準じる。

3 再投票の結果、有効投票の3分の2以上かつ全数の過半数以上の信任が得られなかった場合には、第11条第2項に準じて、再々投票を行い、以後も同様とする。

(候補者本人への確認)

第13条 投票の結果、決定した役員候補者に対して、委員長は直ちにその旨を本人に連絡し、可否について確認をとる。なお、委員長はこの職務を事務局長に委ねることができる。

(候補者辞退の場合)

第14条 候補者が辞退した場合には、委員に再投票を依頼する。この場合の投票については、第12条の規程による。

(選考結果の報告)

第15条 委員長は、選考結果を3月の理事会に提出して議決を受けるとともに、理事会承認を得た役員候補者名を委員に連絡する。

(補欠の候補者の選考)

第16条 細則第23条第1項に定める補欠の候補者の選考は、委員会において行う。この場合、その選考については、第6条から第14条までの規定を準用する。

(規程の変更)

第17条 この規程の変更は、理事会において行う。

(附則)

第18条 この規程施行にあたって最初に委嘱する委員は、評議員の廃止を定めた定款施行時における評議員とし、その任期は、委嘱された評議員の残任期間とする。

附則 (平成10年9月25日 理事会議決) この規程は、平成11年11月1日より施行する。

附則 (平成13年1月19日 理事会議決) この変更規程は、平成13年1月19日より施行する。

附則 (平成16年11月16日 理事会議決) この変更規程は、平成16年11月16日より施行する。

附則 (平成17年11月15日 理事会議決) この変更規程は、平成17年11月15日より施行する。

附則 (平成21年9月11日 理事会議決) この変更規程は、平成21年9月11日より施行する。

附則 (平成21年11月20日 理事会議決) この変更規程は、平成21年11月20日より施行する。

附則 (平成22年4月23日 理事会議決) この変更規程は、平成22年4月23日より施行する。

附則 (平成23年9月16日 理事会議決) この変更規程は、平成23年9月16日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成24年1月20日 理事会議決） この変更規程は、平成24年1月20日から施行する。

附則（平成25年5月10日 理事会議決） この変更規程は、平成25年5月10日から施行する。

